

宅地建物取引業関係申請・届出（大臣免許・その他手続き）

【北陸地方整備局に提出】

(1) 宅建業免許証(A4横版サイズ)の再交付(亡失、汚損、破損等による)

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返却	添付書類名	提出時期
・宅地建物取引業者免許証再交付申請書 【手数料】不要	1部	なし	《1.亡失、2.滅失の場合》 ・添付書類なし 《3.汚損、4.破損の場合》 ・宅地建物取引業者免許証(A4版)	遅滞なく

(2) 廃業等の届出(事由:1.死亡[個人]、2.消滅[法人]、3.破産、4.解散[法人]、5.廃止[任意])

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返却	添付書類名	提出時期
・宅地建物取引業廃業等届出書 ・宅地建物取引業者免許証返納届出書 (宅地建物取引士の死亡等がある場合は、合わせて取引士の登録消除の届出も提出) 【手数料】不要	3部 (正1部 副2部 コピー可)	1部	1.宅地建物取引業者免許証 2.宅地建物取引業者免許証明書 【知事免許のみ添付】 《死亡時》戸籍謄本(死亡、相続人がわかるもの) 《破産時》破産したことがわかる書面 《消滅、解散時》消滅、解散したことがわかる商業登記簿謄本 《廃止時》添付書類なし	事実発生日から30日以内

※協会未加入業者は副本1部減

※協会加入業者は返信用封筒を同封し、返却された副本を協会に提出すること

(申請者控えが必要な場合は写しをとること)

(3) 営業保証金の供託の届出

【供託額:主たる事務所は1,000万円、従たる事務所は500万円/店】

(事由:1.新規免許、2.事務所増設、3.不足額の発生、4.保管替え、5.社員の地位の喪失、6.変換[差し替え])

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返却	添付書類	提出時期
・営業保証金供託済届出書 【手数料】不要	1部	なし	1.供託書のコピー (地方整備局に原本提示)	《新規免許》 3ヶ月以内 《事務所増設》 2週間以内 《保管替え、変換》 遅滞なく

※副本が必要な場合は、副本1部と返信用封筒を同封すること

(4) 営業保証金の取りもどし手続き

①官報に公告し、届出→[6ヶ月後]県に債権の申出がない場合→②の手続き
→[6ヵ月後]県に債権の申出がある場合→③の手続き

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返却	添付書類名	提出時期
①営業保証金取戻し公告届 【手数料】不要	1部	なし	1.公告された官報のコピー (公告内容:保証金規則第8条参照)	官報に公告後すみやかに
②債権の申出がなかった旨の証明書交付申請書 【手数料】不要	1部	なし	1.公告された官報のコピー	官報公告後6ヶ月経過後
③債権の申出書及び申出債権総額証明書交付申請書 【手数料】不要	1部	なし	1.公告された官報のコピー	官報公告後6ヶ月経過後

※官報掲載取扱所:石川県官報販売所の「(株)うつのみや TEL:076-234-8120」で取扱

(5) 宅建業法第50条第2項の届出(現地案内所等を石川県に置く場合)

【届出対象】現地案内所等

【届出先】 主たる事務所を所管する地方整備局、石川県(それぞれに提出)

【その他】 業務期間は1年以内、内容変更や1年以上の場合は再度届け出る。

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返却	添付書類名	備考
・届出書 (宅建業法50条2項の届出書) 【手数料】不要	2部 (地整・県各1部)	なし	1.該当物件の付近見取り図	業務開始日の10日前(中10日)

※副本が必要な場合は、地方整備局提出分に副本1部と返信用封筒を同封すること